

平成26年 9 月25日開会

平成26年 9 月徳島県議会定例会議案 (その2)

目 次

第 2 号	平成26年度徳島県一般会計補正予算（第4号）	1頁
第 3 号	平成26年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	7
第 4 号	平成26年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	9
第 5 号	徳島県少子化対策緊急強化基金条例の制定について	11
第 6 号	徳島県特別会計設置条例及び徳島県奨学金貸与条例の一部改正について	13
第 7 号	徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について	15
第 8 号	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正 について	17
第 9 号	徳島県薬事審議会設置条例等の一部改正について	25
第 10 号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	31
第 11 号	平成26年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	33
第 12 号	平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	35
第 13 号	平成26年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について	39
第 14 号	平成26年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	41
第 15 号	平成26年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について	43
第 16 号	平成26年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について	45
第 17 号	平成26年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について	47
第 18 号	平成26年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	51
第 19 号	徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事の請負契約について	53
第 20 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について	55
第 21 号	損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について	57

第 22 号	平成25年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	59頁
第 23 号	平成25年度徳島県病院事業会計決算の認定について	61
第 24 号	平成25年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	63
第 25 号	平成25年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	65
第 26 号	平成25年度徳島県土地造成事業会計決算の認定について	67
第 27 号	平成25年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	69
第 28 号	訴えの提起に係る専決処分の承認について	71
報告第 1 号	徳島県継続費精算報告書について	73
報告第 2 号	徳島県電気事業会計継続費精算報告書について	75
報告第 3 号	平成25年度決算に係る健全化判断比率の報告について	77
報告第 4 号	平成25年度決算に係る資金不足比率の報告について	79
報告第 5 号	訴訟上の和解に係る専決処分の報告について	81
報告第 6 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	83
報告第 7 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	85
報告第 8 号	損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	87
報告第 9 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	89
報告第 10 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について	91

第 2 号

平成26年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

平成26年度徳島県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,369,564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488,535,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年9月25日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 57,011,481	千円 512,230	千円 57,523,711
	1 国庫負担金	28,846,687	6,512	28,853,199
	2 国庫補助金	27,028,694	437,678	27,466,372
	3 委託金	1,136,100	68,040	1,204,140
12 繰入金		95,428,837	47,630	95,476,467
	2 基金繰入金	34,160,426	47,630	34,208,056

13 繰越金		2,378,018	5,762,638	8,140,656
	1 繰越金	2,378,018	5,762,638	8,140,656
14 諸収入		15,599,716	23,066	15,622,782
	8 雑収入	2,733,136	23,066	2,756,202
15 県債		59,790,000	24,000	59,814,000
	1 県債	59,790,000	24,000	59,814,000
歳入合計		482,166,066	6,369,564	488,535,630

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 28,503,018	千円 4,605,110	千円 33,108,128
	1 総務管理費	14,407,552	4,511,238	18,918,790
	2 企画費	2,162,870	23,334	2,186,204
	6 防災費	5,050,749	70,538	5,121,287
3 民生費		57,758,760	1,023,661	58,782,421
	1 社会福祉費	41,947,499	6,994	41,954,493
	2 児童福祉費	9,920,650	1,016,667	10,937,317

4 衛 生 費		25,199,652	296,182	25,495,834
	1 公 衆 衛 生 費	5,506,344	1,500	5,507,844
	2 環 境 衛 生 費	3,360,745	1,000	3,361,745
	4 医 薬 費	5,653,577	293,682	5,947,259
5 労 働 費		6,455,233	3,500	6,458,733
	1 労 政 費	5,324,115	3,500	5,327,615
6 農 林 水 産 業 費		30,808,973	275,137	31,084,110
	1 農 業 費	4,751,145	178,169	4,929,314
	2 園 芸 費	801,058	12,355	813,413
	3 畜 産 業 費	959,181	20,859	980,040
	4 農 地 費	9,953,320	4,539	9,957,859
	5 林 業 費	12,263,198	10,715	12,273,913
	6 水 産 業 費	2,081,071	48,500	2,129,571
7 商 工 費		63,968,604	45,893	64,014,497
	1 商 業 費	58,639,121	1,000	58,640,121
	3 観 光 費	1,418,278	44,893	1,463,171
8 土 木 費		46,981,743	32,193	47,013,936

	1 土 木 管 理 費	4,669,784	3,000	4,672,784
	2 道 路 橋 り よ う 費	23,020,975	24,000	23,044,975
	3 河 川 海 岸 費	11,388,836	5,193	11,394,029
9 警 察 費		22,500,867	31,780	22,532,647
	1 警 察 管 理 費	19,763,063	31,780	19,794,843
10 教 育 費		85,648,362	56,108	85,704,470
	1 教 育 総 務 費	11,819,971	1,500	11,821,471
	4 高 等 学 校 費	20,896,715	28,000	20,924,715
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,555,227	4,000	7,559,227
	6 社 会 教 育 費	2,045,242	13,958	2,059,200
	7 保 健 体 育 費	1,099,726	8,650	1,108,376
歳 出	合 計	482,166,066	6,369,564	488,535,630

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水産事業	千円 338,000	千円 362,000

計	59,790,000	59,814,000
---	------------	------------

第 3 号 平成26年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 234,570	千円 14,000	千円 248,570
	1 繰越金	127,797	14,000	141,797
歳 入	合 計	234,570	14,000	248,570

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 234,570	千円 14,000	千円 248,570
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	234,570	14,000	248,570
歳 出	合 計	234,570	14,000	248,570

第 4 号

平成26年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成26年度徳島県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(継続費)

第2条 平成26年度徳島県電気事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	坂州橋架替事業	千円 229,154	26	千円 70,735	千円 275,154	26	千円 70,735
				27	144,659		27	190,659
				28	13,760		28	13,760

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第五号

徳島県少子化対策緊急強化基金条例の制定について

徳島県少子化対策緊急強化基金条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県少子化対策緊急強化基金条例

(設置)

第一条 少子化対策を緊急に強化するために実施する結婚、妊娠、出産、子育て等の各段階に応じた支援その他の次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備する事業に要する経費に充てるため、徳島県少子化対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限って、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

少子化対策を緊急に強化するために実施する結婚、妊娠、出産、子育て等の各段階に応じた支援その他の次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができ環境を整備する事業に要する経費に充てるため、徳島県少子化対策緊急強化基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県特別会計設置条例及び徳島県奨学金貸与条例の一部改正について

徳島県特別会計設置条例及び徳島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県特別会計設置条例及び徳島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例

(徳島県特別会計設置条例の一部改正)

第一条 徳島県特別会計設置条例(昭和三十九年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の項を次のように改める。

徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金 特別会計	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業	一般会計繰入金、政府貸付金、貸付金の償還金及び附属諸収入	母子福祉資金貸付事業費、父子福祉資金貸付事業費、寡婦福祉資金貸付事業費その他の諸支出
--------------------------	----------------------------	------------------------------	--

(徳島県奨学金貸与条例の一部改正)

第二条 徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正前の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計(以下「旧会計」という。)をもって経理した母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る平成二十六年年度の歳入及び歳出は、同条の規定による改正後の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計(以下「新会計」という。)における同年度の歳入及び歳出とする。

3 この条例の施行の際旧会計に属する権利義務は、新会計に帰属するものとする。

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び」を「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二十五条及び」に、「以下」を「第六条第一項を除き、以下」に改める。

第六条第一項中「子ども・子育て支援法」を「認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定により審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項の調査審議並びに子ども・子育て支援法」に改め、「事務」の下に「の処理」を加え、「処理する」を「行う」に改める。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第九条の規定による行為として、知事が同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項の規定により審議会その他の合議制の機関の意見を聴く場合には、この条例の施行前においても、改正後の徳島県社会福祉審議会設置条例の例により、同項の規定により審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項を調査審議することができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、知事が幼保連携型認定こども園の設置の認可等をしようとする際に意見を聴くための審議会その他の合議制の機関を置くものとされたことに鑑み、徳島県社会福祉審議会をこれに充てる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（次条、別表第一及び別表第二において単に「認定こども園」という。）」に、「次条及び第五条」を「同条及び第四条」に改め、同条を第二条とする。

第四条の前の見出しを削り、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（認定こども園の認定の要件）」を付し、第五条を第四条とする。

第六条を第十八条とし、同条の前に次の十三条を加える。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第五条 法第十三条第一項の規定により条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準については、次条から第十七条までに定めるもののほか、法第十三条第二項に規定する主務省令で定める基準の例による。

（幼保連携型認定こども園における非常災害対策に係る基準）

第六条 幼保連携型認定こども園においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、第一項の非常災害に対する具体的計画を立てる際には、施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の内容を、適切な方法により定期的に職員、園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。次条、第八条及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）及び関係者に周知するよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。
（幼保連携型認定こども園における食育の推進に係る基準）

第七条 幼保連携型認定こども園は、園児の健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、食育に関する計画の立案並びに指導及び助言を担当する職員の配置に努めなければならない。
（幼保連携型認定こども園における健康の保持増進に係る基準）

第八条 幼保連携型認定こども園は、園児の心身の健康の保持増進を図るため、健康に関する情報の収集、整理及び活用を担当する職員の配置に努めなければならない。
（幼保連携型認定こども園における地域との交流に係る基準）

第九条 幼保連携型認定こども園は、施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該施設の一部を使用することができる。
（幼保連携型認定こども園の乳児室及びほふく室に係る基準）

第十条 第五条の規定によりその例によることとされる幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年^{内閣府}文部科学省令^{厚生労働省}第一号）第六条第三項中「乳児室、ほふく室」とあるのは、「乳児室（満二歳未満の園児であつて、ほふくをしないものを保育する部屋をいう。以下同じ。）、ほふく室（満二歳未満の園児であつて、ほふくをするものを保育する部屋をいう。以下同じ。）」とする。

2 幼保連携型認定こども園は、一の部屋において乳児室（満二歳未満の園児であつて、ほふくをしないものを保育する部屋をいう。）及びほふく室（満二歳未満の園児であつて、ほふくをするものを保育する部屋をいう。）の運営を行う場合には、これらを適切な方法で区画することにより、保育する園児の安全に配慮しなければならない。
（幼保連携型認定こども園の教育及び保育の環境の向上に係る基準）

第十一条 幼保連携型認定こども園は、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育（満二歳未満の園児については、その保育。以下この条から第十四条まで及び第十七条において同じ。）の時間の延長その他の適切な方法により、教育及び保育の環境の向上に努めなければならない。
（幼保連携型認定こども園における園児の環境を大切にすることの育成等に係る基準）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を行うに当たっては、園児が自然と触れ合う機会を設けるとともに、園児の環境を大切にする心の育成に努めなければならない。

(幼保連携型認定こども園における保護者への援助に係る基準)

第十三条 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を行う園児の保護者に対して必要な助言その他の援助を行う場合には、個室その他の個人情報に配慮した適切な環境で行うよう努めなければならない。

(幼保連携型認定こども園における子育て支援に係る基準)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、その地域の住民に対し、その行う教育及び保育に関する情報を広く提供することにより、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、法第二条第十二項に規定する子育て支援事業のうち二以上の事業を、週三日以上実施しなければならない。

(幼保連携型認定こども園における情報の開示に係る基準)

第十五条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様なサービスを適切に選択できるよう、情報を開示しなければならない。

(幼保連携型認定こども園における特に配慮が必要な子どもの受入れに係る基準)

第十六条 幼保連携型認定こども園は、入園する子どもの選考に際しては、児童福祉の向上を図る観点から特に配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(幼保連携型認定こども園における運営の状況に関する評価等に係る基準)

第十七条 幼保連携型認定こども園は、運営の状況に関する自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図らなければならない。

別表第一中「第四条関係」を「第三条関係」に改め、同表の第一の一の1の後段を削り、同一の2中「保育」を「教育及び保育」に改め、同2の(三)を削り、同2の(四)中「一日に八時間程度利用する子ども(以下「長時間利用児」という。)」を「子ども」に改め、同2の(四)を同2の(三)とし、同2の(五)中「長時間利用児」を「子ども」に改め、同2の(五)を同2の(四)とし、同一の3中「保育」を「教育及び保育」に改め、同一の4中「保育に」を「教育及び保育に」に、「又は同条第四項」を「若しくは同条第四項」に改め、「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加え、同第一の二の1中「幼稚園教育要領」を「法

第六条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成二十六年^{内閣府}文部科学省^{厚生労働省}告示第一号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領」に改め、同第

一の四中「第二条第六項」を「第二条第十二項」に改め、同第一の五の1中「すべて」を「全て」に改め、同五の2中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同五の3中「保育に欠ける子ども」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同表の第二の一の1の本文中「長時間

利用児の保育」を「保育所と同様に一日に八時間程度利用する子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）の教育」に改め、同一のただし書、(一)及び(二)中「長時間利用児の保育」を「教育及び保育時間相当利用児の教育」に改め、同一の2に次のように加える。

- (四) 認定子ども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定子ども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合は、当該食事の提供を行う認定子ども園は、(一)の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定子ども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

別表第一の第二の二の1の(一)中「長時間利用児及び短時間利用児に共通する」を「満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び教育及び保育時間相当利用児に共通の四時間程度の」に改め、同一の(二)中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同一の2の(一)の(2)中「面積は、」の下に「満二歳以上の」を加え、同第二の三中「認可外保育施設に」を「保育機能施設に」に改め、同一の1の(四)中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同一の2の(一)のただし書中「(1)」を「(1)及び(3)」に改め、同一の(二)の(1)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同一の(二)の(2)中「面積は、」の下に「満二歳以上の」を加え、同一の(二)に次のように加える。

- (3) 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上満三歳未満の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。

別表第一の第二の三の2の(四)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

一 職員

- 1 認定子ども園には、長として、教育、保育及び子育て支援に関し優れた識見を有する者を置くこと。この場合において、認定子ども園の長は、当該認定子ども園を構成する施設の長を兼ねることができるものとする。
- 2 教育及び保育に従事する者の数が、次に掲げる数を合算して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）以上であること。
 - (一) 満一歳未満の子どもの数を三で除して得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）
 - (二) 満一歳以上満三歳未満の子どもの数を六で除して得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）
 - (三) 満三歳以上満四歳未満の子どもの数を二十で除して得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）
 - (四) 満四歳以上の子どもの数を三十で除して得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）
- 3 教育及び保育に従事する者は、常時二人以上配置されていること。
- 4 共通利用時間においては、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、それぞれの学級を少なくとも一人の学級担任に担当させること。この場合にお

いて、一学級の子どもの数は、三十五人以下を原則とする。

- 5 満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。
- 6 満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者であること。
- 7 6の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教員免許状所有者であること。
- 8 6の規定にかかわらず、満三歳以上の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。ただし、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たすときは、幼稚園教員免許状所有者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするができる。
 - (一) 当該幼稚園教員免許状所有者の意欲、適性、能力等を考慮して当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするのが適当と認められること。
 - (二) 当該幼稚園教員免許状所有者が保育士の資格の取得に向けた努力を行つてしていること。
 - (三) 当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の三分の一以上が保育士の資格を有する者であること。

二 施設設備

- 1 連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）は、同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。
 - (一) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (二) 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 2 調理室を設けていること。
- 3 次の(一)及び(二)の要件を満たしていること。ただし、既存施設が認定を受ける場合にあつては、(一)及び(二)の要件を満たしていること。
 - (一) 連携施設の建物の面積（満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる要件を満たしていること。

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (一) 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- (二) 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上満三歳未満の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- 4 屋外遊戯場の面積は、次の(一)及び(二)の要件を満たしていること。ただし、既存施設が認定を受ける場合にあつては、(二)の要件を満たしていること。
- (一) 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- (二) 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについて(一)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積 (平方メートル)
一学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 5 子どもに食事を提供するときは、認定こども園内で調理する方法により行うこと。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、子どもの発育に応じた食事の提供が確保されていると認められる場合に限り、認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該方法によることとしてもなお認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
- 6 認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合は、当該食事の提供を行う認定こども園は、2の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 7 満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けていること。
- 8 乳児室の面積は、満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 9 ほふく室の面積は、満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 教育及び保育の内容

- 1 法第六条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育を一体的に行うこと。
- 2 認定こども園に固有の事情に配慮した教育及び保育を行うこと。

四 職員の資質向上

- 1 認定こども園の職員は、必要な知識及び技能の修得に努めること。
- 2 認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

五 子育て支援

法第二条第十二項に規定する子育て支援事業のうち二以上の事業を、週三日以上実施すること。

六 管理運営等

- 1 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- 2 認定こども園の設置者は、満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者については、教育職員免許法第四条第二項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状及び保育士の資格を有する者を置くよう努めること。
- 3 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。
- 4 保護者が多様なサービスを適切に選択できるよう、情報を開示すること。
- 5 入園する子どもの選考に際しては、児童福祉の向上を図る観点から特に配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮すること。
- 6 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。
- 7 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図ること。
- 8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して五年間は、改正後の別表第一の第一の一の2及び別表第二の一の2の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県薬事審議会設置条例等の一部改正について

徳島県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例

(徳島県薬事審議会設置条例の一部改正)

第一条 徳島県薬事審議会設置条例(昭和三十八年徳島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第二条中「医療機器」の下に「及び再生医療等製品」を加える。

(徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正)

第二条 徳島県保健福祉関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表の七十四の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「」第四条第一項」を「。以下「医薬品医療機器等法」という。)第四条第一項」に改め、同表の七十五の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表の七十六の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、「八十一の五の項から八十一の七の項まで」を削り、同表の七十七の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表の七十八の項から八十の項までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「配置販売従事者」を「配置従事者」に改め、同表の八十一の項及び八十一の二の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表の八十一の三の項及び八十一の四の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表の八十一の五の項及び八十一の六の項を次のように改める。

八十一の五 医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づき再生医療等製品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。八十一の六の項、八十一の二の項及び八十三の項において同じ。)の販売業の許可の申請に対する審査	二万九千円
---	-------

八十一の六 医薬品医療機器等法第四十条の五第四項の規定に基づき再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	一万千円
---	------

別表の八十一の七の項を削り、同表の八十一の八の項中「平成十八年改正法附則第十四条」を「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下この項から八十一の九の項までにおいて「平成十八年改正法」という。）附則第十四条」に改め、同項を同表の八十一の七の項とし、同表中八十一の九の項を八十一の八の項とし、八十一の十の項を八十一の九の項とし、同項の次に次のように加える。

八十一の十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第一条の五第一項の規定に基づき薬局開設の許可証の書換交付	二千円
八十一の十一 医薬品医療機器等法施行令第一条の六第一項の規定に基づき薬局開設の許可証の再交付	二千九百円

別表の八十二の項中「薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「許可証又は」を「許可証、」に、「貸付業」を「貸付業の許可証又は再生医療等製品の販売業」に改め、同表の八十三の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「許可証又は」を「許可証、」に、「貸付業」を「貸付業の許可証又は再生医療等製品の販売業」に改め、同表の八十四の項中「薬事法第十二条第一項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第十二条第一項及び医薬品医療機器等法施行令」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項のへからすまでを削り、同表の八十五の項中「薬事法第十二条第二項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第十二条第二項及び医薬品医療機器等法施行令」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項のへからすまでを削り、同表の八十六の項中「薬事法第十三条第一項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第十三条第一項及び医薬品医療機器等法施行令」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項のイ中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、「昭和三十六年厚生省令第一号」の下に「。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。」を加え、同項のロ中「薬事法施行規則」を「医薬品医療機器等法施行規則」に、「へ」を「二」に改め、同項のハ中「薬事法施行規則」を「医薬品医療機器等法施行規則」に改め、同項中ニ及びホを削り、へをニとし、同項のト中「薬事法施行規則第二十六条第三項第一号」を「医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第二項第一号」に改め、同項のトを同項のホとし、同項のチ中「薬事法施行規則第二十六条第三項第二号」を「医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第二項第二号」に改め、同項のチを同項のへとし、同項のリ中「薬事法施行規則第二十六条第三項第三号」を「医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第二項第三号」に改め、同項のリを同項のトとし、同項のヌ中「薬事法施行規則第二十六条第四項第一号」を「医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第三項第一号」に改め、同項のヌを同項のチとし、同項のル中「薬事法施行規則第二十

六条第四項第二号」を「医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第三項第二号」に改め、同項中ルをりとし、ヲからカまでを削り、同表の八十七の項中「薬事法第十三条第三項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第十三条第三項及び医薬品医療機器等法施行令」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項のロ中「へ」を「ニ」に改め、同項中ニ及びホを削り、へをニとし、トからルまでをホからリまでとし、ヲからカまでを削り、同表の八十七の二の項中「薬事法第十三条第六項及び薬事法施行令第八十条第一項又は第二項」を「医薬品医療機器等法第十三条第六項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項中ニ及びホを削り、へをニとし、トからヌまでをホからチまでとし、ルからワまでを削り、同表の八十八の項中「薬事法第十四条第一項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第十四条第一項及び医薬品医療機器等法施行令」に改め、同表の八十八の二の項中「薬事法第十四条第六項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第十四条第六項及び医薬品医療機器等法施行令」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項のイの(2)中「又は体外診断用医薬品（一般）の区分」を削り、同項のイの(3)中「又は体外診断用医薬品（包装、表示又は保管）の区分」を削り、同項のイの(7)から(9)までを削り、同項のロ中「医薬部外品若しくは医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、「又は医療機器の設計及び開発」を削り、同表の八十八の三の項中「薬事法第十四条第六項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第十四条第六項及び医薬品医療機器等法施行令」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項のイの(2)中「又は体外診断用医薬品（一般）の区分」を削り、同項のイの(3)中「又は体外診断用医薬品（包装、表示又は保管）の区分」を削り、同項のイの(7)から(9)までを削り、同項のロ中「医薬部外品若しくは医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、「又は医療機器の設計及び開発」を削り、同表の八十九の項中「薬事法第十四条第九項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第十四条第九項及び医薬品医療機器等法施行令」に改め、同表の八十九の四の項中「薬事法第四十条の二第五項及び薬事法施行令第八十条第二項」を「医薬品医療機器等法第四十条の二第五項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項」に改め、同項を同表の八十九の十の項とし、同表の八十九の三の項中「薬事法第四十条の二第三項及び薬事法施行令第八十条第二項」を「医薬品医療機器等法第四十条の二第三項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項」に改め、同項を同表の八十九の九の項とし、同表の八十九の二の項中「薬事法第四十条の二第一項及び薬事法施行令第八十条第二項」を「医薬品医療機器等法第四十条の二第一項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項」に改め、同項を同表の八十九の八の項とし、同表の八十九の項の次に次のように加える。

八十九の二 医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査

次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| イ | 第一種医療機器製造販売業許可 | 十四万六千三百円 |
| ロ | 第二種医療機器製造販売業許可 | 十二万八千九百円 |
| ハ | 第三種医療機器製造販売業許可 | 九万四千二百円 |
| ニ | 体外診断用医薬品製造販売業許可 | 十二万八千九百円 |

八十九の三 医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項及び医薬品医療機器等法施行令第

次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める

<p>八十条第三項の規定に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>金額 イ 第一種医療機器製造販売業許可の更新 十三万七千九百円 ロ 第二種医療機器製造販売業許可の更新 十二万六千五百円 ハ 第三種医療機器製造販売業許可の更新 七万七千五百円 ニ 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 十一万六千五百円</p>
<p>八十九の四 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項の規定に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>三万八千円</p>
<p>八十九の五 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第三項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項の規定に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>二万八千円</p>
<p>八十九の六 医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第四項の規定に基づき再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十四万六千三百円</p>
<p>八十九の七 医薬品医療機器等法第二十三条の二十第二項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第四項の規定に基づき再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>十二万八千九百円</p>
<p>別表の九十の項中「薬事法第八十条第一項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第八十条第一項及び医薬品医療機器等法施行令」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項のイの(2)中「又は体外診断用医薬品(一般)の区分」を削り、同項のイの(3)中「又は体外診断用医薬品(包装、表示又は保管)の区分」を削り、同項のイの(7)から(9)までを削り、同項のロ中「医薬部外品若しくは医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、「又は医療機器の設計及び開発」を削り、同表の九十の二の項中「薬事法第八十条第一項及び薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法第八十条第一項及び医薬品医療機器等法施行令」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項のイの(2)中「又は体外診断用医薬品(一般)の区分」を削り、</p>	

同項のイの③中「又は体外診断用医薬品（包装、表示又は保管）の区分」を削り、同項のイの⑦から⑨までを削り、同項のロ中「、医薬部外品若しくは医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、「又は医療機器の設計及び開発」を削り、同表の九十の三の項及び九十の四の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「同令」を削り、「、化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同表の九十の五の項及び九十の六の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「（同令第五十五条において準用する場合を含む。）及び同令」を「及び」に、「、化粧品若しくは医療機器」を「又は化粧品」に改め、「又は医療機器の修理業の許可証」を削り、同表の九十の八の項中「薬事法施行規則」を「医薬品医療機器等法施行規則」に改め、同項を同表の九十八の項とし、同表の九十の七の項中「薬事法施行規則」を「医薬品医療機器等法施行規則」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、同項を同表の九十七の項とし、同表の九十の六の項の次に次のように加える。

九十一 医薬品医療機器等法施行令第三十七条の二第一項及び第八十条第三項の規定に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換交付	二千五百円
九十二 医薬品医療機器等法施行令第三十七条の三第一項及び第八十条第三項の規定に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	三千四百円
九十三 医薬品医療機器等法施行令第三十七条の九第一項（医薬品医療機器等法施行令第五十五条において準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の規定に基づき医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換交付	二千五百円
九十四 医薬品医療機器等法施行令第三十七条の十第一項（医薬品医療機器等法施行令第五十五条において準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の規定に基づき医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付	三千四百円
九十五 医薬品医療機器等法施行令第四十三条の四第一項及び第八十条第四項の規定に基づき再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換交付	二千五百円
九十六 医薬品医療機器等法施行令第四十三条の五第一項及び第八十条第四項の規定に基づき再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	三千四百円

（徳島県食の安全安心推進条例の一部改正）

第三条 徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び同条第二項」を

「、同条第二項」に、「を除く」を「及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除く」に改める。

第十二条第三項第三号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品」を「医薬品又は再生医療等製品」に改める。

(徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

第十二条第二項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。
- 2 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる体外診断用医薬品及び医療機器に係る製造販売業の許可並びに製造業の許可及び許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 薬事法等の一部を改正する法律附則第六十三条第二号に掲げる申請に係る同条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第六項の規定に基づき体外診断用医薬品及び医療機器の製造販売の承認を受けようとするときに受けなければならない適合性調査に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

薬事法の一部が改正され、再生医療等製品の特性を踏まえた規制が新設されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の二十八の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「昭和三十五年法律第四百四十五号」の下に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、同表の二十九の項から三十の五の項までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表の三十の六の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「から三十二の項まで」を「、三十一の項及び三十二の項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表の三十の七の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項の次に次のように加える。

三十の八 医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。三十の九の項から三十二の項までにおいて同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査	二万九千円
三十の九 医薬品医療機器等法第四十条の五第四項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	一万千円

別表の三十一の項及び三十二の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「許可証又は」を「許可証」に、「賃貸業」を「貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

提案理由

薬事法の一部が改正されたことに伴い、再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

平成26年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成26年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	地域水産物供給基盤整備事業	10,000,000	1,400,000	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		水産物供給基盤機能保全事業	50,000,000	7,000,000	14	
		小 計	60,000,000	8,400,000	—	
	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	5,000,000	700,000	14	
	牟岐町	広域漁港整備事業	45,000,000	5,000,000	10・12	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	140,000,000	19,600,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	22,775,000	4,555,000	20	
	小 計	162,775,000	24,155,000	—		
	海陽町	広域漁港整備事業	30,000,000	4,200,000	14	
		水産物供給基盤機能保全事業	40,000,000	5,600,000	14	
	小 計	70,000,000	9,800,000	—		

	松 茂 町	水産物供給基盤機能保全事業	5,000,000	700,000	14	
--	-------	---------------	-----------	---------	----	--

提案理由

平成26年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

平成26年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	徳島市	県営かんがい排水事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内	
		湛水防除事業	70,000,000	10,500,000	1.5/10以内	
		小 計	120,000,000	20,000,000	—	
	鳴門市	基幹農道整備事業	80,000,000	6,880,000	0.86/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	200,000,000	45,000,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	5,000,000	300,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	30,000,000	2,250,000	1.5/10以内	
		小 計	315,000,000	54,430,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	100,000,000	7,500,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内	
		小 計	110,000,000	8,100,000	—	

		阿南市	広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	150,000,000	22,500,000	1.5/10以内		
			経営体育成基盤整備事業	150,000,000	7,500,000	2.25/10以内		
			老朽ため池等整備事業	15,000,000	2,700,000	2.5/10以内		
			小計	335,000,000	34,700,000	—		
		吉野川市	基幹農道整備事業	70,000,000	6,020,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	5,000,000	500,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	16,000,000	3,200,000	2.5/10以内		
			小計	91,000,000	9,720,000	—		
		阿波市	県営農道整備事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10以内		
			経営体育成基盤整備事業	40,000,000	5,665,000	2.25/10以内		
			小計	70,000,000	13,165,000	—		
		美馬市	県営かんがい排水事業	50,000,000	12,500,000	2.5/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	16,000,000	1,600,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,500,000	1.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	48,000,000	9,600,000	2.5/10以内		
			小計	144,000,000	28,200,000	—		
		三好市	広域営農団地農道整備事業	70,000,000	7,000,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	100,000,000	15,000,000	1.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	25,000,000	5,000,000	2.5/10以内		
小計	195,000,000		27,000,000	—				

		勝浦町	基幹農道整備事業	57,000,000	4,902,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	28,000,000	840,000	2.5/10以内		
			小計	125,000,000	9,742,000	—		
		上勝町	広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内		
		那賀町	広域営農団地農道整備事業	15,000,000	1,500,000	1/10以内		
		牟岐町	中山間地域農村活性化総合整備事業	10,000,000	1,500,000	1.5/10以内		
		海陽町	老朽ため池等整備事業	10,000,000	600,000	2.5/10以内		
		松茂町	地盤沈下対策事業	20,000,000	1,200,000	0.6/10以内		
		藍住町	地盤沈下対策事業	30,000,000	1,800,000	0.6/10以内		
		板野町	国営付帯県営農地防災事業	45,000,000	3,375,000	1.5/10以内		
		上板町	県営かんがい排水事業	70,000,000	17,500,000	2.5/10以内		
			県営農道整備事業	8,000,000	2,000,000	2.5/10以内		
			小計	78,000,000	19,500,000	—		
		つるぎ町	広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内		
東みよし町	広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内				
	県営農道整備事業	20,000,000	5,000,000	2.5/10以内				
	中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	7,500,000	1.5/10以内				
	小計	100,000,000	15,500,000	—				

提案理由

平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

平成26年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について

平成26年度農地保全に係る地すべり防止事業費の一部を次のとおり受益町に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
農地保全地すべり防止事業	那賀町	地すべり対策事業	24,000,000円	4,000,000円	1/6	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

提案理由

平成26年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について、地すべり等防止法第31条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

平成26年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

平成26年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	300,000,000円	32,100,000円	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	那賀町	森林基幹道	280,000,000	29,960,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	140,000,000	14,980,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	70,000,000	7,490,000	10.7	

提案理由

平成26年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

平成26年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について

平成26年度県営都市計画事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業等	徳島市	公共街路事業	880,000,000 ^円	88,000,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独街路事業	17,800,000	1,780,000	1/10	
		鉄道高架事業	25,000,000	6,250,000	2.5/10	
		緊急地方道路整備事業	390,000,000	39,000,000	1/10	
		旧吉野川流域下水道建設事業	7,083,000	1,770,750	2.5/10	
	小 計	1,319,883,000	136,800,750	—		
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	15,844,500	3,961,125	2.5/10	
	小松島市	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10	
石井町	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10		
松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	3,496,500	874,125	2.5/10		
北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	6,030,000	1,507,500	2.5/10		

	藍 住 町	旧吉野川流域下水道建設事業	9,576,000	2,394,000	2.5/10	
	板 野 町	旧吉野川流域下水道建設事業	2,970,000	742,500	2.5/10	

提案理由

平成26年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

平成26年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

平成26年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	鳴門市	県単独砂防事業	6,800,000 ^円	340,000 ^円	5/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿波市	県単独砂防事業	1,700,000	425,000	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,000,000	5/100	
		県単独砂防事業	2,975,000	743,750	25/100	
		小 計	22,975,000	1,743,750	—	
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	94,000,000	6,200,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100	
		小 計	96,550,000	6,837,500	—	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,000,000	1/10	
	佐那河内村	県単独砂防事業	2,125,000	531,250	25/100	

	那 賀 町	急傾斜地崩壊対策事業	30,000,000	1,500,000	5/100
	牟 岐 町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	2,500,000	5/100・1/10
	美 波 町	急傾斜地崩壊対策事業	35,000,000	1,750,000	5/100
		県単独砂防事業	20,825,000	1,041,250	5/100
		小 計	55,825,000	2,791,250	—
	海 陽 町	急傾斜地崩壊対策事業	163,000,000	13,300,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	14,875,000	743,750	5/100
		小 計	177,875,000	14,043,750	—
	つ る ぎ 町	急傾斜地崩壊対策事業	60,000,000	3,000,000	5/100
		県単独砂防事業	1,700,000	425,000	25/100
		小 計	61,700,000	3,425,000	—
	東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	500,000	5/100
		県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100
		小 計	12,550,000	1,137,500	—

提案理由

平成26年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

平成26年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成26年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	74,400,000 ^円	11,160,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	7,440,000	1,116,000	15%	
		交通安全対策事業	425,000	42,500	10%	
		小 計	7,865,000	1,158,500	—	
	小松島市	道路局部改良事業	5,580,000	837,000	15%	
	阿南市	道路局部改良事業	27,900,000	4,185,000	15%	
		交通安全対策事業	425,000	42,500	10%	
		小 計	28,325,000	4,227,500	—	
吉野川市	道路局部改良事業	14,880,000	2,232,000	15%		
阿波市	道路局部改良事業	26,970,000	4,045,500	15%		

		美馬市	道路局部改良事業	53,010,000	7,951,500	15
			交通安全対策事業	1,530,000	153,000	10
			小計	54,540,000	8,104,500	—
		三好市	道路局部改良事業	46,500,000	6,975,000	15
		勝浦町	道路局部改良事業	6,510,000	976,500	15
		上勝町	道路局部改良事業	7,440,000	1,116,000	15
		佐那河内村	道路局部改良事業	7,440,000	1,116,000	15
		石井町	道路局部改良事業	1,860,000	279,000	15
		神山町	道路局部改良事業	23,250,000	3,487,500	15
		那賀町	道路局部改良事業	25,110,000	3,766,500	15
			交通安全対策事業	510,000	51,000	10
			小計	25,620,000	3,817,500	—
		牟岐町	道路局部改良事業	9,300,000	1,395,000	15
		美波町	道路局部改良事業	9,300,000	1,395,000	15
		海陽町	道路局部改良事業	9,300,000	1,395,000	15
		松茂町	道路局部改良事業	1,860,000	279,000	15
		板野町	道路局部改良事業	3,720,000	558,000	15
			交通安全対策事業	595,000	59,500	10

		小計	4,315,000	617,500	—
	上板町	道路局部改良事業	6,510,000	976,500	15
		交通安全対策事業	255,000	25,500	10
		小計	6,765,000	1,002,000	—
	つるぎ町	道路局部改良事業	10,230,000	1,534,500	15
		交通安全対策事業	510,000	51,000	10
		小計	10,740,000	1,585,500	—
	東みよし町	道路局部改良事業	27,900,000	4,185,000	15

提案理由

平成26年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

平成26年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

平成26年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾環境整備事業	7,074,000円	1,061,100円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿南市	港湾改修事業	90,000,000	13,500,000	15%	

提案理由

平成26年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事
2	工 事 箇 所	徳島県内一円
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成28年3月25日まで
4	契 約 金 額	3,726,000,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	三菱電機・三笠電機 徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事共同企業体 代表構成員 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 三菱電機株式会社 代表執行役 柵山正樹 代理人 高松市寿町1丁目1番8号 三菱電機株式会社四国支社 支 社 長 宮 本 敦 央 構 成 員 徳島市かちどき橋四丁目5番地2 三笠電機株式会社 代表取締役 三 笠 忠 克

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	街路工事
2	路	線	名	徳島東環状線
3	工	事	箇	所 徳島市安宅2丁目 末広住吉高架橋上部工
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成28年3月10日まで
5	契	約	金	額 518,400,000円
6	契	約	の	方 法 一般競争入札
7	契	約	の	相 手 方
				オリエンタル白石・浅石建設街路工事末広住吉高架橋上部工建設工事共同企業体
				代表構成員 東京都江東区豊洲五丁目6番52号
				オリエンタル白石株式会社
				代表取締役社長 井 岡 隆 雄
				代理人
				徳島県徳島市昭和町一丁目11番地
				オリエンタル白石株式会社四国営業所
				所 長 沖 野 卓 偉
				構 成 員 徳島市末広2丁目1番24-1号
				株式会社 浅石建設
				代 表 取 締 役 浅 石 登

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について

民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解の勧告に従い、次のとおり、県の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

控訴人兼附帯被控訴人（1審被告）徳島県は、被控訴人兼附帯控訴人（1審原告） と、平成26年（ネ）第189号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件について、民事訴訟法第89条の規定に基づき平成26年7月17日高松高等裁判所から提示された和解勧告に応じて、損害賠償の額を決定し、和解することにより、本事件を終結するものとする。

和解勧告の内容

- 1 1審被告は、1審原告に対し、本件解決金として7000万円の支払義務があることを認める。
- 2 1審被告は、1審原告に対し、前項の金員を、当事者双方で合意した支払期日限り支払う。
- 3 1審原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 1審原告と1審被告は、1審原告と1審被告との間において、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審とも各自の負担とする。

提案理由

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

平成25年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

平成25年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成25年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

平成25年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成25年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成25年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

平成25年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成25年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，平成25年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成25年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成25年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 25 号

平成25年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成25年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，平成25年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成25年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成25年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 26 号

平成25年度徳島県土地造成事業会計決算の認定について

平成25年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成25年度徳島県土地造成事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 27 号

平成25年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成25年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，平成25年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成25年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成25年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 28 号

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴 え の 提 起 に つ い て

和解金請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

平成 26 年 7 月 30 日 専 決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

和解金請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
美馬市美馬町字滝宮55番地 株式会社 深来組	(1) 金3,343,000円及びこれに対する平成26年7月12日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県継続費精算報告書

1 一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			一般財源	特 定 財 源			
					国支出金	地方債	その他			国支出金	地方債			その他	国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道橋り路よ費 う 費	園瀬橋工 上 架 部 設 業 事 業	23	円 250,000, 000	円 137,500, 000	円 101,000, 000	円 11,500, 000	円 250,000, 000	円 137,500, 000	円 101,000, 000	円 11,500, 000	円 0	円 0	円 0	円 0		
			24	円 100,000, 000	円 55,000, 000	円 45,000, 000		円 100,000, 000	円 55,000, 000	円 45,000, 000		円 0	円 0	円 0			
			25	円 24,837, 000	円 13,660, 000	円 10,000, 000	円 1,177,000	円 24,836, 350	円 13,659, 992	円 10,000, 000	円 1,176,358	円 650	円 8	円 0	円 642		
			計	円 374,837, 000	円 206,160, 000	円 156,000, 000	円 12,677, 000	円 374,836, 350	円 206,159, 992	円 156,000, 000	円 12,676, 358	円 650	円 8	円 0	円 642		

報告第2号

徳島県電気事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、徳島県電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳		支 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳	
					営 業 収 益	損 益 勘 定 留 保 資 金		営 業 収 益	損 益 勘 定 留 保 資 金		営 業 収 益	損 益 勘 定 留 保 資 金
1 事業費用	1 営業費用	日野谷 発電機 屋外器 取替事業	23	円 1,643,000	円 1,643,000	円 1,643,000	円 1,643,000	円 1,643,000	円 0	円 0	円 0	
			24	4,461,000	4,461,000	4,385,706	4,385,706	75,294	75,294			
			25	35,551,000	35,551,000	28,873,618	28,873,618	6,677,382	6,677,382			
			計	41,655,000	41,655,000	34,902,324	34,902,324	6,752,676	6,752,676			
1 資本的支出	1 建設費	日野谷 発電機 屋外器 取替事業	23	146,285,000	146,285,000	146,285,000		146,285,000	0	0		
			24	427,337,000	427,337,000	422,550,800		422,550,800	4,786,200	4,786,200		

			25	52,338,000		52,338,000	42,093,491		42,093,491	10,244,509		10,244,509
			計	625,960,000		625,960,000	610,929,291		610,929,291	15,030,709		15,030,709

報告第3号

平成25年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	20.1	197.5
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

報告第4号

平成25年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県流域下水道事業特別会計	— [%]
徳島県港湾等整備事業特別会計	—
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

報告第5号

訴訟上の和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴訟上の和解について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し、民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解の勧告に従い、次のとおり和解する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

和解の相手方		県営住宅 団地名	入居許可年月日	和解の要旨	専決処分年月日
住所	氏名				
		中常三島町	平成12年7月1日	平成26年（ワ）第36号公営住宅明渡等請求事件について、平成26年8月21日徳島地方裁判所から提示された和解勧告に応じて、次のとおり和解する。 1 平成27年3月31日限り、住宅を明け渡す。 2 前項により住宅を明け渡した後、残置した動産については、その所有権を放棄したものとし、県が処分することに異議を述べない。 3 現在滞納分の469,000円及び平成26年9月1日以降住宅の明渡しまでの賃料相当損害金1か月あ	平成26年8月21日

					<p>たり24,700円の支払義務があることを認める。</p> <p>4 住宅の明渡しまでの賃料相当損害金を支払う。及び、これに加えて、前項の滞納分の469,000円については、次のとおり分割し、毎月末日限り、支払う。</p> <p>(1) 平成26年9月から平成30年6月まで、毎月10,000円ずつ</p> <p>(2) 平成30年7月限り、9,000円</p> <p>5 県は、平成26年9月以降、受領する金員のうち12,500円を超える金額については、滞納分の分割金の支払に充当する。</p> <p>6 第4項の滞納分支払を怠り、従前滞納分割金の滞納額が合計20,000円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、残額を直ちに支払うとともに、住宅を直ちに明け渡す。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

報告第6号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
名西郡石井町在住 1名	円 762,346	平成26年3月20日	名西郡石井町地内	平成26年8月28日
徳島市在住 1名	63,942	平成26年4月8日	徳島市地内	平成26年8月28日
鳴門市在住 1名 香川県丸亀市所在 1法人	637,454	平成26年2月10日	板野郡松茂町地内	平成26年8月29日
板野郡上板町在住 1名	261,828	平成26年3月11日	板野郡板野町地内	平成26年8月29日
阿波市在住 1名	194,490	平成26年6月5日	阿波市地内	平成26年8月29日
阿波市在住 1名	8,100	平成26年6月29日	阿波市地内	平成26年8月29日

報告第7号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬市在住 1名	円 56,000	平成23年7月19日	美馬市地内 (県道穴吹塩江線)	平成26年7月16日
板野郡上板町在住 1名	125,000	平成26年2月18日	板野郡上板町地内 (県道鳴門池田線)	平成26年7月16日
板野郡板野町在住 1名	26,000	平成26年2月18日	板野郡上板町地内 (県道鳴門池田線)	平成26年7月16日
徳島市在住 1名	29,000	平成26年1月3日	名東郡佐那河内村地内 (国道438号)	平成26年8月7日
徳島市在住 1名	230,400	平成26年4月30日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成26年8月7日
三好市在住 1名	148,000	平成26年6月1日	三好市地内 (県道腕山宮石線)	平成26年8月7日

報告第8号

損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

学校事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡藍住町在住 1名	円 104,324	平成26年6月26日	板野郡板野町 県立板野支援学校	平成26年9月4日

報告第9号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 6,102	平成26年6月16日	徳島市地内	平成26年8月29日

報告第10号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

平成26年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

